

民間建築物の アスベスト含有調査・除去工事等を支援します！

※補助期間について

令和7年度末まで ですので、お早めにご相談ください！

重要

内容

吹付けアスベスト等の調査や除去工事等(除去、封じ込め又は囲い込みの措置)を行う場合に、その費用の一部を補助します。

目的

民間建築物の壁(外壁の塗装は対象外)、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散から市民の健康被害を未然に防止することを目的にしています。

令和7年度申し込み期間

令和7年12月19日(金)までに申請書を提出、令和8年2月末までに完了報告

予算に達し
次第終了し
ます

対象建築物

甲府市内にある対象建材が使用されている民間建築物(この補助金の交付を受けたことがある建築物は対象外です。含有調査事業、除去等事業それぞれでの補助は可能です。)

(※1)含有調査については、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等のアスベスト含有の恐れがあるもの

(※2)除去工事等については、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールが対象

対象者

対象建築物の所有者等で、市税を滞納していない者

事前にご相談下さい！

補助を希望される場合は、個別に補助要件の事前確認を行いますので、建築物の図面、現況写真等をお持ちになり、下記相談窓口までお越しください。

※アスベスト含有調査事業、除去等事業それぞれについて、「建築物石綿含有建材調査者」等が調査を行う必要があります。

「一般財団法人日本環境衛生センター」HP内でも、調査者講習修了者をご確認いただけます。

(<https://www.jesc.or.jp>)

補助対象事業・補助金額など

補助対象事業	補助金額
含有調査事業 吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査の費用(※1参照)	対象費用の 10/10の額 (上限25万円)
除去等事業 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は、囲い込みの費用(※2参照)	対象費用の 2/3の額 (上限400万円)

※ 補助金を受けようとする場合は、事業に着手する前に交付申請書を提出してください。

※ 5年以内に解体を予定している建築物は、除去等の補助対象となりません。

相談窓口

甲府市 まちづくり部 建築指導課 指導係(本庁7階) TEL: 055-237-5828(直通)